

令和4年1月25日  
(令和4年1月26日一部修正、  
(修正部分は太字・波線で表記))

保護者の皆様へ

北広島市長 上野 正三

### 保育施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

日ごろより保育施設・学童クラブ（以下、「保育施設等」という。）における新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が急激に進んでおり、北海道から保健所において行っていた保育園・学校等に対する疫学調査を一時休止することとなった旨の通知がありました。

これにより、保育施設等の職員・園児等に陽性者が発生した場合には、「感染の可能性がある方」を各施設において特定し、外出自粛と健康観察（いずれも10日間）をお願いすることとなりました。

保育施設等における感染防止及び陽性者発生時に速やかな対応を行うため、改めて下記のとおりご協力いただきたいことを整理いたしましたので、引き続きご理解等いただきたく、よろしくようお願い申し上げます。なお、今後状況に応じて対応を変更する場合には、改めてお知らせいたします。

#### 記

##### 1 保育施設等への連絡について

以下に該当する場合、必ず施設にご連絡ください。また、その際には施設からのお子さんやご家族の症状等の聞き取りにご協力をお願いします。

- (1) お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- (2) 同居のご家族が感染した場合・お子さんが濃厚接触者に特定された場合  
(在籍する保育施設等から「感染の可能性がある方」に特定された場合を含みます。)
- (3) お子さんまたは同居のご家族がPCR検査等を受ける場合
- (4) 同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合
- ~~(5) 同居のご家族が在籍するクラスが学級閉鎖等している場合~~**\*市教委・市内小中学校の取扱いの変更に伴い、削除しました。**

##### 2 施設と北広島市、保健所等との情報共有について

施設が聞き取った情報を、施設から北広島市、保健所等に情報提供することについてご同意くださいますようお願いいたします。なお、提供された個人情報新型コロナウイルス感染症対応にのみ利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

##### 3 保育施設等をお休みいただくことについて

「1 保育施設等への連絡について」に該当した場合、下記の期間はお休みいただきますようお願いいたします。

	事由	お休みいただく期間
(1)	お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合	治癒または保健所等から指示のあった健康観察期間

(2)	同居のご家族が感染した場合・お子さんが濃厚接触者に特定された場合（保育施設等から「感染の可能性がある方」に特定された場合を含みます。）	陽性者と最後に接触した翌日から 10 日間または保健所等から指示のあった健康観察期間
(3)	お子さんまたは同居のご家族が PCR 検査等を受ける場合	検査結果（陰性）が判明するまでの間
(4)	同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合（保育施設等から「 <u>感染の可能性がある方</u> 」に特定された場合を含みます。）	同居のご家族が勤務や登校等を再開するまでの間 （本来お子さんに行動の制限はありませんが、保育施設等におきましては密集・密接を避けられないことから感染拡大防止のための措置としてご理解ください。）
(5)	<u>同居のご家族が在籍するクラスが学級閉鎖等している場合</u>	<b>※市教委・市内小中学校の取扱いの変更に伴い、削除しました。</b>

\*健康観察期間や検査結果が判明するまでの間は、健康観察等の対象となった方がお子さんの送迎をすることはお控えください。

#### 4 保育施設等で感染者が発生した場合

陽性者が発症日 2 日前以降に保育施設等に登園（登所）している場合など、施設内での感染が拡大している可能性があるときは、北海道の基準に基づき、保育施設等において「感染の可能性がある方」を特定する必要があるため、原則 2 日間程度、休園（休所）します。なお、陽性者や「感染の可能性がある方」の人数が多い場合などは、休園（休所）期間が長くなる場合があります。

この対応についてご承知おきいただくとともに、休園（休所）に伴う家庭保育等についてご協力をお願いいたします。なお、休園（休所）する場合は、施設または市からお知らせいたします。

発熱等の症状がある場合や症状はないもののご心配な場合は、下記をご確認くださいますようお願いいたします。

（市公式ホームページより）

	相談先
発熱等の症状がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かかりつけ医</li> <li>・ 発熱者診療・検査を行っている医療機関</li> <li>・ 北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター</li> </ul> <p>○電話番号：0120-501-507（フリーダイヤル）</p>
症状はないもののご心配な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCR 等無料検査事業（下記のホームページまたはコールセンターにて無料検査事業所一覧をご確認ください）</li> </ul> <p><b>【ホームページ】</b>  <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/kensa_muryouka.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/kensa_muryouka.html</a></p> <p><b>【コールセンター】</b>          北海道 VTP 事務局コールセンター          ○開設時間：9:00～18:00（土日祝含む）          ○電話番号：【一般の方】0570-012-020</p>

## 5 お子さんが「感染の可能性がある方」に特定された場合の対応について

在籍している保育施設等で陽性者が発生し、お子さんが「感染の可能性がある方」に該当した場合は、施設から保護者に直接ご連絡いたします。

この場合、お子さんについては、「3 保育施設等をお休みいただくことについて (2)」に該当となり、北海道の基準に基づき、陽性者と最後に接触した翌日から10日間の外出自粛と健康観察(1日2回の体温測定と体調管理)をお願いいたします。

## 6 利用者負担額(保育料)等について

「3 保育施設等をお休みいただくことについて」、「4 保育施設等で感染者が発生した場合」に該当してお休みいただいた期間については、利用者負担額(保育料)等の日割り計算を行います。

詳しくは、別途配布する資料をご覧ください。

## 7 その他

## (1) お子さんの体調管理について

引き続き、毎朝の検温にご協力をお願いします。なお、お子さんに発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育施設等の利用はできません。なお、利用ができない期間は、発熱等が認められた場合は解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでとなります。

## (2) マスクについて

学童クラブは学校に準じ、マスクの着用を基本とします。保育施設については必要に応じて着用をお願いします。ただし、各施設で過ごす中で熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外すことがあります。

(3) 施設の状態によっては保護者の方の施設内への立ち入りを制限させていただく場合があります。

## 【問合せ】

保育施設について 子ども家庭課 (電話 372-3311 内線 2208)

学童クラブについて 子育て・学童担当 (電話 372-3311 内線 2203)